

「地域を支える建設業」検討会議 第48回全体会議 概要

1 日 時

令和5年3月22日（水） 13時15分～14時45分

2 場 所

長野ホテル犀北館 グランドボールルーム

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設部次長は「座長」。）

4 あいさつ

（1）小松建設部次長（長野県）

新型コロナウイルス感染症の影響もようやく落ち着きを見せ、本日こうして無事開催でき、皆様のご協力に感謝。皆様と顔の見える関係を築き、私共も建設産業の課題解決に力を尽くしていきたい。

本年度は、建設業の皆様をはじめ、多くの県民の皆様との対話を踏まえ、この度、県の総合5か年計画案「しあわせ信州創造プラン3.0」を取りまとめたところ。

計画案では、気候変動に伴う災害の激甚化・多発化、また、人口減少に伴う人手不足など、まさに建設産業がおかれている現状を課題と捉え、地域社会に不可欠な建設業等の担い手が確保されている社会の実現を基本目標として位置づけた。

これを踏まえ、建設部としては、「災害に強い安全・安心な県づくり」「人にも環境にも優しい脱炭素なまちづくり」「建設産業の担い手確保」の3点を重点項目とした令和5年度当初予算案に1,146億8千万円余を計上し、令和4年度11月補正予算と一体的に切れ目なく執行してまいる。県としても円滑な施工の確保に努めてまいる所存であり、皆様のご協力をお願いしたい。

（2）木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 優良技術者表彰の制度の見直しについて、新制度になってから2年が経過した。課題も鮮明になってきたことから、引続き議論の場をお願いしたい。
- ・ また担い手確保・育成については、後継者がいないなどの課題が目立っている。
- ・ 一時は大手企業の経営状況も危うい中、こうした検討会議、意見交換の開催することで、長い時間を経た互いの努力により、経営状況も上向きになってきた。
- ・ 建設産業を取り巻く課題については、官民で同じ方向を向いて取り組んでいるが、経営環境が良くなりつつある今後は、また新たな課題が出てくると懸念される。そのため今後も継続して検討会議の開催をお願いしたい。

5 議 事

(1) 県からの報告事項（県から説明）

- | | |
|---------------------------------|------|
| ① 令和5年度当初予算について | 県資料1 |
| ② 入札制度の見直し等について | 県資料2 |
| ③ 入札参加資格業務の電子化・市町村との共同窓口の設置について | 県資料3 |
| ④ 小規模補修工事における休日の取り扱いについて | 県資料4 |
| ⑤ 令和4年度優良技術者表彰について | 県資料5 |
| ⑥ 誰もが働きやすい現場環境整備について | 県資料6 |
| ⑦ コンクリート品質管理基準の改定について | 県資料7 |
| ⑧ 担い手確保の取組について | 県資料8 |
| ⑨ 住宅分野におけるゼロカーボンの推進について | 県資料9 |

(2) - 1 協会からの要望事項 協会資料 No. 1

1 災害に強い安全・安心な県づくりと地域経済の活性化、社会資本整備を推進するための公共投資について

[協会]	<p>国土交通省では、令和5年度の当初予算案に公共事業費として5兆2500億円余を計上されており、重点項目としては以下の3点を掲げています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国民の安全・安心の確保 2) 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大 3) 豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり <p>また、県におかれましても令和5年度当初予算で投資的経費1,573億円を要求されているところであり、令和4年度に引き続いての公共事業予算の確保に対しまして御礼申し上げます。</p> <p>近年は大規模自然災害が頻発しており、これら自然災害から県民の安全・安心を守るためにも地域建設業の役割は、ますます大きなものとなってまいりましたが、今般のコロナ禍、ウクライナ危機や円安等の影響による建設資材等の価格高騰・品薄等により、地域建設業を取り巻く状況は大変厳しくなっております。</p> <p>地域建設業が将来に亘って地域の安全と安心を守るという社会的使命を果たし、公共工事の品質を確保していくためにも、安定的・持続的な公共事業予算の確保並びに適正な利潤の確保が図られるようお願いいたします。</p>
[県]	<p>・建設部では、新たな総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、「災害に強い安全・安心な県づくり」、「人にも環境にも優しい脱炭素なまちづくり」、「建設産業の担い手確保」に重点的に取り組むほか、</p>

	<p>災害により被災した地域が一日も早く安全・安心な暮らしを取り戻せるよう、被災箇所の早期復旧に最優先で取り組むことを重視し、11月補正予算を含め積極的な公共投資に努めているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共投資によるインフラ整備には、安全で安心して暮らせる県土づくりはもとより、移動時間の短縮等により生産性を向上させる効果や、生活の質を向上させる効果があります。 ・また、地域の暮らしを支える建設業の皆様の経営基盤の強化や経営の安定化に繋がるほか、生産・雇用・消費といった経済活動が派生的に創り出され、経済全体を拡大させる効果もあります。 ・これら公共投資による効果は、コロナ禍やその後のポストコロナにおいても、観光産業の復興や地域の活力を取り戻すことに繋がり、公共事業の経済効果は大変高いと認識しております。 ・このため、今後も必要な公共事業の予算をしっかりと確保するとともに、国に対しても、中長期的見通しのもと、資材価格の高騰等も踏まえた必要な予算を計画的かつ安定的に当初予算で確保するよう、引き続き、あらゆる機会を捉えて要望し、地域の守り手として重要な役割を担う建設業が持続的に発展していけるよう努めてまいります。
--	---

2 砂防工事等の設計積算における諸課題について

[協会]	<p>砂防工事等の設計積算につきまして、以下のような課題、問題があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①砂防堰堤における鋼製スリットについては、現在、一般管理費のみの計上となっており、他の共通仮設費や現場管理費については計上されておられません。しかし、材料検査、設置計画、設置個所の管理等、他の材料と変わらぬ管理を求められますので現場経費も出ない状況です。 <p>これについては、高強度ネット等の一部の鋼製部材についても同様です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ②骨材80mmの砂防用生コンを取り扱うプラントが少なく、生コンを発注してから打設するまで日数を要するので経費が嵩むのが課題です。 ③設計施工数量の少ない砂防堰堤で、クレーン打設の設計になっている場合には、クレーン打設は割高になるのが実態です。 ④残存型枠・鉄類・生コン等の実勢材料単価と設計単価の逆ザヤの問題があります。 <p>二次製品費が大きな割合を占める工事や砂防工事等においては、このように様々な課題、問題がありますので、「地域を支える建設業」検討会議分科会におきましてご審議頂きますようお願いいたします。</p>
[県]	<ol style="list-style-type: none"> ①当県においては、国土交通省土木工事標準積算基準書に準拠して積算を行っているところでございます。その共通編の共通仮設費等の項目に記載のとおり、工場製作品である鋼製スリットは諸経費の対象となっていないのが現状です。ご要望事項について、分科会を通じてもう少し実

	<p>態をお聞かせいただき、県としてできることが無いか研究してまいりたい。</p> <p>② 骨材 80mm の調達が困難となる等の理由により生コンクリートの供給に支障が生じる場合は、40mm での施工も可能としているため、発注者と協議をお願いします。</p> <p>③ 現状の積算の考え方が施工数量に応じた打設方法となっていない実態のご指摘でございます。県としては積算基準に基づく積算が原則であることを踏まえつつ、国の考え方等を含め、実情を分科会で意見交換してまいりたい。</p> <p>④ 逆ザヤについては、現場条件等含め様々な原因があると考えられるので、事例を基に今後分科会で議論してまいりたい。なお、価格急騰の影響に対応するため、令和 4 年 6 月 27 日以降契約書第 26 条第 5 項のいわゆる単品スライド条項の請求については、実際の購入金額でのスライド請求が可能となっています。</p>
--	--

3 盛土規制法について

<p>[協会]</p>	<p>令和 5 年 2 月 1 日に、国土交通省による「建設発生土ブロック説明会」があり、本省より、建設発生土の適正利用・有効活用について、盛土規制法について、建設工事から発生する土の搬出先の明確化等、について説明がありました。</p> <p>この中で、都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「規制区域」として指定する、との説明がありました。法律改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定し、隙間の無い規制となるという事です。</p> <p>長野県におかれましては、新制度による規制区域の指定はいつ頃になるのか、市街化区域・市街化調整区域も規制区域になるのか、ご教示願います。</p> <p>また、令和 4 年 5 月 20 に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」の変更事項として、予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に「建設発生土等の運搬・処分等に要する費用」が明記されました。従来からご要望しておりますが、建設発生土等の積算に当たっては適正な価格、費用の計上をお願いいたします。</p> <p>また、変更の必要が生じた場合には速やかに対応いただきますようお願いいたします。</p>
-------------	--

[県]	<p>【盛土規制法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法では、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域に指定することとされています。 ・国で定める基本方針（案）（令和4年9月30日公表）においては、盛土等に伴う災害から人命を守るため、できる限り広く規制区域を指定することが重要としているところです。 ・また、現在公表されている基礎調査実施要領案（令和4年9月30日公表）では、「宅地造成等工事規制区域」の対象エリアとして、市街化区域や市街化調整区域に関わらず、都市計画区域などが対象とされており、「特定盛土等規制区域」では、盛土等の崩落により土石流化した土砂等が人家等に到達することが想定される溪流の上流域として、勾配が2度以上で流入する溪流等の上流域が対象とされています。 ・県においては、実施要領案などに基づき、令和5年度から規制区域を指定するための基礎調査を実施する予定です。 ・規制区域の指定については、基礎調査の結果を踏まえるとともに、市町村からの申出や意見聴取などを行い、概ね2年後を目標に規制区域の指定をしてみたい。 <p>【処理費の適正価格計上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、建設発生土を適正に処理するため搬出先の指定を原則としています。建設発生土等の積算につきましては、搬出先への運搬費用や排水計画等の技術的基準に基づく必要な処理費について、適切に計上するよう徹底してまいります。また、当初計画に変更が生じた場合におきましても、速やかに受注者の皆様と協議し、適切な費用計上をおこなってまいります。
-----	--

4 週休2日制の普及について

[協会]	<p>令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることになっており、働き方改革の着実な取り組みが喫緊の課題となっております。</p> <p>働き方改革の取り組みの一つに「週休2日制の普及」がありますが、県では、工事発注に当たり、「施工者希望型」、「発注者指定型」いずれにおいても、当初から割増の経費補正をして発注されております。</p> <p>昨年、12月20日に開催された「地域を支える建設業」検討会議（第47回全体会議）に於いて、「市町村における週休2日工事实施状況」が示されました。全77市町村へアンケートを実施された結果、週休2日工事を導入済みの市町村が、19団体（24.7%）ございますが、導入予定がな</p>
------	---

	<p>い団体が21団体(27.3%)も存在するという事です。週休2日制の普及を進めるためにも、県から市町村へ積極的に週休2日工事の実施について働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、休日が増えても労働者の減収とならないよう、補正係数のさらなる引上げをお願いいたします。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から建設業への時間外労働の上限規制適用にあたり、県として週休2日工事を積極的に推進するため、今後、発注者指定型の原則化に向けて検討してまいります。 ・県が実施したアンケート調査結果から、市町村における週休2日工事の取組が遅れていることが判明したため、県としても連絡会議やお出かけ技術管理室などを通じて取組の推進を周知するとともに、個別にヒアリングや相談を受けるなど積極的に支援をしていく。 ・補正係数引き上げについては、国の積算基準を準用していることから、国の動向を注視するとともに、関係会議等で地元建設業界の要望として挙げてまいりたい。

5 優良技術者表彰について

[協会]	<p>令和4年度の長野県優良技術者表彰が行われ、一般部門で58人、若手部門で15人の技術者の方が栄えある受賞をされました。</p> <p>この制度につきましては、令和3年7月30日に開催された第43回全体会議と令和4年4月7日に開催された第45回全体会議に於いて、以下の課題を挙げさせていただき制度の見直しとインセンティブ設定の改善をお願いしているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域に密着した企業や技術者への評価を反映しにくい。 ②企業や技術者の受賞に偏りが生じる。 ③工事の分野、工種により工事成績評定の内訳、基礎点が異なるので公平性が確保されない。 ④管理測点が少ない工事や舗装工事など評定点の満点が低い工事があるので、高い点数を取り易い工事に偏る。 ⑤1社当たりの受賞者数の上限が無く、現場で本当に苦勞した技術者が評価されにくい。 ⑥発注機関の推薦方式の場合には、地域に密着した建設業の観点から、一概に工事評価点のみでは測れない工事を考慮できるが、現在の表彰制度では考慮されていない。 <p>県からは、「制度を実施して課題を見極めて参ります。インセンティブについては検討してまいります。」とのご回答を頂いておりますが、会員からも意見が出ておりますので、継続的に意見交換をしていただきご検討をお願いいたします。</p>
------	---

[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・優良技術者表彰は、県が発注した建設工事等で、その成績や取組が特に優れている技術者を表彰し、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を図るため実施しております。 ・今回の見直しについて、まずは皆様からいろいろなご意見を幅広くお聞きしてまいりますが、技術者の皆様からは書類作成の負担が軽減されたとの評価もいただいているところ。 ・皆様の意見や要望は、外部や県庁内部委員で構成される「優良技術者評価委員会」に伝え、より良い制度に向けて検討してまいります。 ・引き続き、「地域を支える建設業」検討会議の「施工・品質確保分科会」や「技士会」での意見交換をお願いします。
-----	--

6 担い手の確保育成について

[協会]	<p>担い手の確保は全産業に共通しての課題ですが、建設業においても若手就業者が減少すると共に高齢化が進行しており深刻かつ喫緊の課題となっています。また、新規高等学校卒業者の建設業求人数は大幅に増加していますが、就職内定者数は平成27年度から減少傾向にあります。</p> <p>現在、高校再編計画が進んでいますが、建設系の学びの場が少なくなってきたうえ、県下には、高等教育として建設系の学問を学ぶ場は、信州大学と長野高等専門学校しかなく、県立の長野県工科短期大学校や南信工科短期大学校には建設系学科がないのが現状です。</p> <p>災害に強い安全・安心の長野県づくりに貢献したい、長野県の発展に貢献したいという夢や情熱を持った学生の学びの場を確保し、建設業の担い手を確保・育成するためにも、長野県教育委員会・建設部様との「高校再編計画等に係る意見交換会」を継続的に開催していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、建設技術学園の復活、建設大学校の設立についてご検討いただきますようお願いいたします。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚化・頻発化する豪雨災害や、南海トラフ等の巨大地震の発生が想定される本県の実情から、「災害に強い県づくり」と、「社会的なインフラの維持・発展」にしっかりと取り組むことが重要です。そのためには、こうした取組を支えていただく建設産業の担い手の確保・育成が極めて重要と認識しています。 ・次世代を担う人材の確保のため、中学生、高校生に対する建設産業の魅力を体感できるキャリア教育を引き続き推進していくとともに、土木・建築を学べる場の確保については、将来の産業の姿を見据えた技術者像など、様々な観点から検討が必要であることから、まずは、県内高校の建設系学科のあり方について、建設業協会と県教育委員会・建設部で意見交換

	<p>会を開始し、これまでに2回開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も、建設産業の人材確保・育成について、高校再編を含めて有効な手段を皆様と一緒に考え、研究してまいります。
--	--

(3) 各分科会からの報告（別途分科会資料参照）

(4) その他

6 講評（東日本建設業保証株式会社 清水支店長）

- ・新しい冊子について案内。
- ・若手技術者の成長を応援した冊子を作製した。
- ・建設 DX や働き方改革にも触れ、今後の建設業をイメージできる内容となっている。

以 上